

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	8,413	8,414
うち、出資金及び資本準備金の額	3,265	3,278
うち、再評価積立金の額	－	－
うち、利益剰余金の額	5,329	5,298
うち、外部流出予定額 (△)	28	28
うち、上記以外に該当するものの額 (△)	153	134
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	－	－
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	－	－
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	8,413	8,414
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）の額の合計額	26	29
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	26	29
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	30	16
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	－	－

項 目	令和 6 年度	令和 5 年度
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	57	45
自己資本		
自己資本の額 ((イ) － (ロ)) (ハ)	8,356	8,369
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	40,661	40,865
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	－	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		－
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		－
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		－
うち、上記以外に該当するものの額		－
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	－	
勘定間の振替分	－	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,777	3,281
信用リスク・アセット調整額		－
フロア調整額	－	
オペレーショナル・リスク相当額調整額		－
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	42,438	44,146
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	19.69%	18.95%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成27年金融庁・農水省告示第7号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有する全ての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。
4. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和5年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	現金	470	—	—
	我が国の中央政府および中央銀行向け	3,289	—	—
	我が国の地方公共団体向け	8,293	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	300	30	1
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関および第一種金融商品取引業者向け	117,890	23,578	943
	法人等向け	4	4	—
	中小企業等向けおよび個人向け	248	186	7
	抵当権付住宅ローン	99	34	1
	不動産取得等事業向け	—	—	—
	三月以上延滞等	112	141	5
	信用保証協会等保証付	16,047	1,604	64
	共済約款貸付	—	—	—
	出資等	150	150	6
	上記以外	9,140	15,327	613
	証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー	—	—	—
	うちルックスルー方式	—	—	—
	うちマンドート方式	—	—	—
	うち蓋然性方式 250%	—	—	—
	うち蓋然性方式 400%	—	—	—
	うちフォールバック方式	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入 されるものの額	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	—	—	—
	CVAリスク相当額 ÷ 8%	—	—	—
	中央清算期間関連エクスポージャー	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)		156,046	41,056	1,642
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞		オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		b = a × 4%
		3,281		131
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
		a		b = a × 4%
		44,146		1,765

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によるリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- ＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞
- $$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$
9. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

② 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和6年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	現金	459	－	－
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,488	－	－
	外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－
	国際決済銀行等向け	－	－	－
	我が国の地方公共団体向け	7,541	－	－
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－
	国際開発銀行向け	－	－	－
	地方公共団体金融機構向け	－	－	－
	我が国の政府関係機関向け	300	－	－
	地方三公社向け	－	－	－
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	112,248	22,449	897
	うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－
	カバード・ボンド向け	－	－	－
	法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	－	－	－
	うち特定貸付債権向け	－	－	－
	中堅中小企業等向け及び個人向け	303	147	5
	うちトラザクター向け	7	3	－
	不動産関連向け	114	46	1
	うち自己居住用不動産等向け	67	18	－
	うち賃貸用不動産向け	47	28	1
	うち事業用不動産関連向け	－	－	－
	うちその他不動産関連向け	－	－	－
	うちADC向け	－	－	－
	劣後債券及びその他資本性証券等	－	－	－
	延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く)	72	76	3
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	10	2	－
	取立未済手形	35	7	－
	信用保証協会等による保証付	16,001	1,577	63
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－
	株式等	150	150	6
	共済約款貸付	－	－	－
	上記以外	10,015	16,202	648
	うち重要な出資のエクスポージャー	－	－	－
	うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	－	－	－
	うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー	4,124	10,311	412
	うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	－	－	－

			令和6年度		
			エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
		うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—
		うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—
		うち上記以外のエクスポージャー	5,890	5,890	235
	証券化		—	—	—
		うちSTC要件適用分	—	—	—
		短期STC要件適用分	—	—	—
		うち不良債権証券化適用分	—	—	—
		うちSTC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—
	再証券化		—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		—	—	—
		うちルックスルー方式	—	—	—
		うちマンドート方式	—	—	—
		うち蓋然性方式250%	—	—	—
		うち蓋然性方式400%	—	—	—
		うちフォールバック方式	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		—	—	—
	標準的手法を運用するエクスポージャー計		—	—	—
	CVAリスク相当額 ÷ 8% (簡便法)		—	—	—
	中央清算期間関連エクスポージャー		—	—	—
	合計(信用リスク・アセットの額)		151,743	40,661	1,626
	マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞		マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%
			—		—
	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%
			1,777		71
	所要自己資本額		リスク・アセット等 (分母)合計 a		所要自己資本額 b = a × 4%
			8,356		334

③ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,777
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	71
B I	1,185
B I C	142

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。
6. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当J Aでは自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y ' s)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（業種別、残存期間別）
および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和6年度				令和5年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー
		うち貸出金等	うち債券			うち貸出金等	うち債券		
法人	農業	144	144	—	—	159	159	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	300	—	300	—	300	—	300	—
	金融・保険業	112,263	—	—	—	117,905	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	12,030	7,541	4,488	—	11,582	8,293	3,289	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—
個人		16,358	16,358	—	83	16,485	16,485	—	89
その他		10,645	—	—	—	9,645	—	—	—
業種別残高計		151,743	23,784	4,789	83	156,080	24,938	3,590	89
残存期間別	1年以下	112,445	197	—		118,104	213	—	
	1年超3年以下	454	454	—		537	537	—	
	3年超5年以下	1,187	888	299		645	645	—	
	5年超7年以下	773	773	—		1,303	1,303	—	
	7年超10年以下	907	606	300		638	638	—	
	10年超	25,037	20,848	4,189		24,876	21,286	3,590	
	期限の定めのないもの	10,936	276	—		9,973	313	—	
残存期間別残高計		151,743	24,045	4,789		156,080	24,938	3,590	

- （注） 1. 当ＪＡでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。
2. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）の与信相当額を含みます。
3. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、購買未収金を含んでいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権および

- これらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
6. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

③ 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令 和 6 年 度					令 和 5 年 度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	0	0	－	0	0	0	0	－	0	0
個別貸倒引当金	33	28	－	33	28	35	33	－	35	33

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令 和 6 年 度						令 和 5 年 度					
		期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法 人	農 業	－				－	－	－				－	－
	林 業	－				－	－	－				－	－
	水 産 業	－				－	－	－				－	－
	製 造 業	－				－	－	－				－	－
	鉱 業	－				－	－	－				－	－
	建設・不動産業	－				－	－	－				－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	－				－	－	－				－	－
	運輸・通信業	－				－	－	－				－	－
	金融・保険業	－				－	－	－				－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	－				－	－	－				－	－
	上 記 以 外	－				－	－	－				－	－
個 人		33				28	－	35				33	－
業 種 別 計		33	－	－	－	28	－	35	－	－	－	33	－

(注) 1. 当ＪＡでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

尚、令和6年度および令和5年度の法人・個人の期中増減額は記載していません。

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

〔令和6年度〕

(単位：百万円)

項 目	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイト の加重平 均值
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ア セットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	459	－	459	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	4,488	－	4,488	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	0	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	0	7,541	－	7,541	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	10～20	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	10～20	300	－	300	－	－	－
地方三公社向け	20	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け	20～150	112,248	－	112,248	－	22,449	20
うち第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	20～150	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	10～100	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを 含む)	20～150	－	－	－	－	－	－
うち特定貸付債権向け	20～150	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	284	192	176	19	148	76
うちトランザクター向け	45	－	75	－	7	3	45
不動産関連向け	20～150	115	－	111	－	47	43
うち自己居住用不動産等向け	20～75	67	－	63	－	18	29
うち賃貸用不動産向け	30～150	47	－	47	－	28	60
うち事業用不動産関連向け	70～150	－	－	－	－	－	－
うちその他不動産関連向け	60	－	－	－	－	－	－
うちADC向け	100～150	－	－	－	－	－	－
劣後債券及びその他資本性証券等	150	－	－	－	－	－	－
延滞等向け(自己居住用不動産関 連向けを除く)	50～150	52	0	52	－	76	146
自己居住用不動産等向けエク ス・ポー・ジャーに係る延滞	100	2	－	2	－	2	100
取立未済手形	20	35	－	35	－	7	20
信用保証協会等による保証付	0～10	16,001	－	15,774	－	1,577	10
株式会社地域経済活性化支援機 構等による保証付	10	－	－	－	－	－	－
株式等	250～400	150	－	150	－	150	100
共済約款貸付	0	－	－	－	－	－	－
上記以外	100～1250	10,015	－	10,015	－	16,202	162
うち重要な出資のエクスポ ・ジャー	1250	－	－	－	－	－	－

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイト の加重平 均值
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ア セットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	250～400	—	—	—	—	—	—
うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー	250	4,124	—	4,124	—	10,311	250
うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	250	—	—	—	—	—	—
うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	250	—	—	—	—	—	—
うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	150	—	—	—	—	—	—
うち右記以外のエクスポージャー	100	5,890	—	5,890	—	5,890	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
うちSTC要件適用分	—	—	—	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—	—	—	—
うち不良債権証券化適用分	—	—	—	—	—	—	—
うちSTC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	—					40,661	

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

⑥ ポートフォリオの区分ごとのＣＣＦ適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

〔令和６年度〕

(単位：百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額(ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後)													
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,488	－		－		－		－		－		4,488		
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－		－		－		－		－		－		
国際決済銀行等向け	－	－		－		－		－		－		－		
	0%	10%	20%	50%		100%		150%		その他		合計		
我が国の地方公共団体向け	7,541	－	－	－		－		－		－		7,541		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－		－		－		－		－		
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－		－		－		－		－		
我が国の政府関係機関向け	300	－	－	－		－		－		－		300		
地方三公社向け	－	－	－	－		－		－		－		－		
	0%	20%	30%	50%		100%		150%		その他		合計		
国際開発銀行向け	－	－	－	－		－		－		－		－		
	20%	30%	40%	50%	75%	100%		150%		その他		合計		
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	112,248	－	－	－	－	－		－		－		112,248		
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	－	－	－	－	－	－		－		－		－		
	10%	15%	20%	25%	35%	50%		100%		その他		合計		
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－		－		－		－		
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%		その他		合計		
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	－	－	－	－	－	－	－	－		－		－		
(うち特定貸付債権向け)	－	－	－	－	－	－	－	－		－		－		
	100%		150%		250%		400%		その他		合計			
劣後債権及びその他資本性証券等	－		－		－		－		－		－			
株式等	－		－		150		－		－		150			
	45%		75%		100%			その他			合計			
中堅中小企業等向け及び個人向け	7	122				51			12			195		
(うちトランザクター向け)	7	－				－			－			7		
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計	
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	－	－	－	－	53	－	－	－	－	－	－	10	63	
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計		
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	47	－	－	－	－	－	47		
	70%	90%		110%		112.50%		150%		その他		合計		
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	－	－		－		－		－		－		－		
	60%				その他				合計					
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	－				－				－					
	100%			150%			その他			合計				
不動産関連向け うちＡＤＣ向け	－			－			－			－				
	50%		100%		150%			その他			合計			
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	2		－			49			－			52		
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－		2			－			－			2		
	0%		10%		20%		100%		その他		合計			
現金	459		－		－		－		－		459			
取立未済手形	－		－		35		－		－		35			
信用保証協会等による保証付	－		15,770		－		－		3		15,774			
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－		－		－		－		－		－			
共済約款貸付	－		－		－		－		－		－			

(注)最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和５年度については、記載していません。

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	－	0	0
	リスク・ウェイト2%	－	－	－
	リスク・ウェイト4%	－	－	－
	リスク・ウェイト10%	－	1,583	1,583
	リスク・ウェイト20%	－	23,580	23,580
	リスク・ウェイト35%	－	31	31
	リスク・ウェイト50%	－	4	4
	リスク・ウェイト75%	－	101	101
	リスク・ウェイト100%	－	5,121	5,121
	リスク・ウェイト150%	－	130	130
	リスク・ウェイト250%	－	10,311	10,311
	その他	－	1,647	1,647
リスク・ウェイト1250%				
計		－	42,513	42,513

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなど、リスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。
5. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

⑧ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト 区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 （％）	資産の額および 与信相当額の合計額 （CCF・信用リスク 削減効果適用後）
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40％未満	141,259	－	－	140,924
40％～70％	50	75	10％	57
75％	115	104	10％	122
80％	－	0	11％	0
85％	－	－	－	－
90％～100％	54	－	10％	54
105％～130％	－	－	－	－
150％	49	0	10％	49
250％	150	－	－	150
400％	－	－	－	－
1250％	－	－	－	－
その他	0	12	10％	1
合計	141,680	192	10％	141,360

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政治関係機構、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がＡ－またはＡ３以上で、算定基準日に長期格付がＢＢＢ－またはＢaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－
我が国の政府関係機構向け	－	300	－
地方三公社向け	－	－	－
金融機関向けおよび第一種 金融商品取引業者向け	－	－	－
法人等向け	－	－	－
中小企業等向けおよび個人向け	7	－	－
抵当権住宅ローン	7	－	－
不動産取得等事業向け	－	－	－
三月以上延滞等	－	－	－
証 券 化	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－
上記以外	19	－	－
合 計	26	300	－

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
6. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－
我が国の政府関係機構向け	－	300	－
地方三公社向け	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	12	－	－
自己居住用不動産等向け	10	－	－
賃貸用不動産向け	－	－	－
事業用不動産関連向け	－	－	－
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く)	－	－	－
自己居住用不動産等向けエクスポ ージャーに係る延滞	－	－	－
証券化	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－
上記以外	－	－	－
合 計	22	300	－

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
6. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項

該当する取引はありません。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

(JAにおける具体的なリスク管理の方針および手続の内容等を記載)

○オペレーショナル・リスク管理規程等

- ・定義
- ・基本的考え方
- ・体制：会議体、部門、部署
- ・その他

○オペレーショナル・リスクの総合的な管理

○事務リスク管理

○システムリスク管理

○その他オペレーショナル・リスク管理

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらをその他有価証券、系統および系統外出資に区分して管理しています。

その他の有価証券については、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析およびポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針およびＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	令和 6 年度		令和 5 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	－	－	－	－
非 上 場	4,275	4,275	4,275	4,275
合 計	4,275	4,275	4,275	4,275

(注) 1. 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当する取引はありません。

⑤ 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

12. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在するなかで金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を

採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 ΔEVE および ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 ΔEVE の前事業年度末からの変動要因は、貸出金の増加等によるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ ΔEVE および ΔNII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE および ΔNII と大きく異なる点）
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
順 番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,361	1,611	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	88	18
3	スティープ化	1,691	1,801		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	309	145		
7	最大値	1,691	1,801		
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	8,356		8,369	